

交通安全ニュース

平成25年12月

高齢者の交通死亡事故被害状況 (11月末現在)

県内の死者 98人 (前年対比 - 2人) 中
65歳以上 54人 (前年対比 + 3人)



自転車で通行できる路側帯は左側のみに！

これまで、自転車での路側帯通行は、右側・左側の両方が認められていましたが、道路交通法が一部改正となり、12月1日からは、自転車で通行できる路側帯は左側のみとなりました。

また、路側帯は、元々歩行者が歩くスペースですが、自転車の通行も例外として認められています。路側帯を通行する時は、歩行者の妨害にならないようにしてください。



路側帯とは？

歩行者が通行するためのスペースを確保したり、車道の効用を保つために、歩道のない道路や、歩道のない側の路端寄りに、道路標示（白線）によって区画された部分をいいます。

他にどこを通行すればいい？

- ・ 道路（車道）の左側
 - ・ 自転車通行帯
 - ・ 「歩道通行可」の標識のある歩道の車道寄り（両側通行可）
- ※ 標識がない歩道でも13歳未満、70歳以上の方は通行可

歩道通行可標識→



12月は交通死亡事故が多発する月

過去5年間の交通事故死者数を月別にみると、**12月が最多**となっています。

年末は、何かと慌ただしくなり、交通の流れもいつもと変わってきます。交差点などでは、安全確認を確実に行うなど、1年の中でも特に交通事故に注意してください。

年末・年始の交通事故防止県民運動スローガン

事故ゼロで笑顔で過ごす 年末年始

【過去5年間の月別交通事故死者数】

